史炤『通鑑釋文』と胡三省『音注資治通鑑』

森　賀　一　惠

一　はじめに

通行の『資治通鑑』標點本は胡三省の『音注』を附したもので，現在，『通鑑』を讀む際にはその『音注』によることが多く，胡三省『音注』に對する評價は総じて高い[1]。四庫提要[2]によれば，『資治通鑑』には司馬光の門人劉安世の注があったが後世傳わらず，南宋以降の注は數は多いが内容はお粗末なものばかりで，胡三省に至ってはじめて，それまでの注釋類を集大成し誤りを正し漏れを補った優れた注が成ったという。しかし，『音注』以前には『通鑑釋文』が通行していたことが知られており，『程氏家塾讀書分年日程』にも「通鑑釋文を看て其の音讀を正す」（卷二「看通鑑」條）という記述がある。胡三省は『通鑑釋文辯誤』（以下，『辯誤』と略稱）を著して『通鑑釋文』を批判し，四庫提要も「通鑑釋文本と南宋時蜀人史炤の作る所，浅陋特に甚し」（『辯誤』提要）などとするが，音訓に關しては『通鑑釋文』が胡注に優るという評價もある[3]。四庫提要の説は，『音注』や『辯誤』の序に見える胡三省自身の説を承けたものであると思われる。本稿では，胡三省の一方的な言説にのみによるのではなく，まず，『通鑑釋文』について知ることのできる事実をまとめた上で，胡三省の『通鑑釋文』批判および『通鑑釋文』、胡注に對する後世の評價のあらましを概觀し，最後に胡三省自序の『音注』執筆の經緯に關する記述と『音注』本文の『通鑑釋文』引用の矛盾について述べたいと思う。

二　『通鑑釋文』について

（一）司馬康『通鑑釋文』

今，『通鑑釋文』というと，史炤（字見可）の三十卷本を指すのが普通だが，『直齋書錄解題』卷四および『宋史』藝文志の史部には，史炤の三十卷本のほかに，司馬光の子康（字公休）撰

1　陳垣『通鑑胡注表微』に代表されるような愛国史学者としての評価は，注釈そのものの価値とは切り離して考えるべきものだと思われる。

2　『資治通鑑』提要「光門人劉安世嘗撰音義十卷，世已無傳。南渡後，註者紛紛，而乖謬彌甚。至三省乃滙合羣書，訂訛補漏，以成此書。」

3　第三章第二節參照。

の『通鑑釋文』が著録されており，また，趙希弁『讀書附志』巻五下には，史炤『釋文』はなく，司馬康の『資治通鑑釋文』のみが記されている。これらの記載からは，宋末には史炤の『通鑑釋文』のほかに，司馬康の『通鑑釋文』とされるものがあったことがわかるが，巻數はそれぞれ二十巻、六巻、二十八巻とすべて異なる。胡三省「通鑑釋文辯誤後序」には『通鑑釋文』のテキストについて以下のような説明がある。

「通鑑釋文行於世，有史炤本，有公休本。史炤本馮時行為之序，公休本刻於海陵郡齋，前無序，後無跋，直寘公休官位姓名於卷首而已。又有成都府廣都縣費氏進修堂板行通鑑，於正文下附註，多本之史炤，間以己意附見，世人以其有註遂謂之善本，號曰龍爪通鑑。要之，海陵釋文，龍爪註，大同而小異，皆蹈襲史炤者也。譌謬相傳，而海陵本乃託之公休以欺世，適所以誣玷公休，此不容不辯也。（通行の『通鑑釋文』には，史炤本と公休本がある。史炤本には馮時行が序を書いている。公休本は海陵郡齋で刊刻されたもので，前に序がなく後ろに跋がなく，ただ公休の官位と姓名を巻首にのせる。また，成都府廣都縣費氏進修堂刊行の『通鑑』は本文の後に注を附刻するが，おおむね史炤本に基づき，ときに自説もまじえる。世間の人は注が附いているのでそれを善本とみなし龍爪通鑑と稱するが，要するに，海陵釋文も龍爪注も大同小異で，どちらも史炤を蹈襲しているのである。誤りを傳えていながら，海陵本が公休に偽託し世を欺くのは，まさに公休を誹謗するものであり，弁じないわけにはいかない。）」

胡三省の時代には，史炤『釋文』の他に，司馬康の作とされる公休本『釋文』と龍爪本『通鑑』に附される注があったが，『音注』自序や『辯誤』後序の記述を見ると，胡三省はいずれも史炤本を藍本とし，公休本は司馬康に假託されているだけであると考えていたようで[4]，『辯誤』では公休本を「海陵本」，龍爪本を「費氏本」と稱する[5]。胡説の影響か，現在，司馬康撰とされる『釋文』は二十巻本、六巻本、二十八巻本いずれも失われて見ることができない。

（二）史炤

『宋史』には「史炤」という名が七箇所に見えるが，活動年代や行状から見て，文彦博の師であった史炤[6]や張玉の将であった史炤[7]が，『通鑑釋文』の撰者とは別人であることは明らかで，

4　第三章第一節參照。

5　後序に「今辯誤爲公休辯誣，以公休本爲海陵本，龍爪本爲費氏本。」

6　巻九十五・河渠志「（熙寧四年）十月，前知襄州光禄卿史炤言：『開修古淳河一百六里，灌田六千六百餘頃，修治陂堰，民已獲利，慮州縣遽欲增税。』」「嘉祐中，提舉常平史炤奏上堰法，獲降敕書，刻石堰上。」
巻百七十三・食貨志「本朝嘉祐中，提舉史炤上堰法，獲降敕書，刻石堰上。」
巻三百十三・文彦博傳「文彦博……，少與張昇，高若訥從潁昌，史炤學，炤母異之曰，貴人也，待之甚厚。」

7　巻四十六・本紀・度宗（咸淳二年冬十一月）「丁巳，利東安撫使，知合州張玉調統制史炤，監軍王世昌等復廣安大梁城，詔推爵賞有差。」
巻四百五十一・張玉傳「咸淳二年十二月玉遣其将史炤，…」

そのことは既に陸心源も指摘している[8]。『通鑑釋文』の撰者史炤は，『宋史』では『通鑑釋文』の撰者として名が記載されるのみである[9]。馮時行の「資治通鑑釋文序」は，『通鑑釋文』およびその撰者史炤に關して，以下のようにいう。

「通鑒之成，殆百年未有釋文，學者讀其書，間有難字，必捨卷尋繹，淹移晷景，一字既通則已忘失前覽矣。於是眉山史見可著通鑒釋文三十卷，字有疑難求於本史，本史無據則雜取六經諸子釋音，說文，爾雅及古今小學家訓詁。辯釋地理姓纂單聞小說，精力疲疚，積十年而書成，吁亦勤哉。夫無用之學，聖賢所不取，古今以文章名世傳後固不少，雖傳矣未必真有補於世。見可精索而粗用，深探而約見，不與文人才士競能於異世，而為後學垂益於無窮，亦可以觀其用心矣。見可名炤，嘉祐治平間眉州三卿為縉紳所宗，東坡兄弟以鄉先生事之，見可即清卿之曾孫也。溫恭誠信見於言貌，年幾七十好學之志不衰，其猶所謂古君子者歟。（通鑑が成ってから，およそ百年の間『釋文』がなく，『通鑑』を讀む者は，途中で難しい字があると，本をおいて調べることになり，そうこうするうち日も傾き，一字が明らかになったころには先に讀んだ内容を忘れてしまうという有様だった。そこで，眉山の史見可が『通鑑釋文』三十卷を著し，判斷の難しい字はもとの史書にあたり，そこに根據がなければ，經書、諸子の音義，『說文解字』，『爾雅』や古今の学者の訓詁などを博採した。また，地理、姓纂、聞き書き、巷説の類も解説し，精力を使い果たし，十年かけて完成させた。まことに勤勉なことよ。そもそも，実際に役立たぬ学問は聖賢も評價しないもので，昔から文藻で名を知られ後の世に傳えられる人は少なくないが，傳わったところで，必ずしも世の為になるわけではない。見可は精密に調査しながらあらましのみを記し，深く追究しながら簡潔に表現し，文人才子たちと後世まで傳わる才名を争うのではなく，後学に尽きることのない利益をもたらしており，そのことからも，その意図を汲み取ることができる。見可は名を炤という。嘉祐治平年間，眉州三卿が士大夫の尊敬を集めていたが，（そのうちの一人）蘇軾兄弟が鄉先生として師事した清卿の曾孫が見可である。温厚さや誠実さが言葉や顔つきに表れており，七十近くになってもまだ向学心旺盛である。古の君子といったところだろうか。）紹興三十年三月日左朝散郎權發遣黎州軍州主管學事縉雲馮時行序。」

この序からは，『資治通鑑』成立後，史炤まで百年近く[10]，『釋文』がなかったこと，史炤の曾祖父が嘉祐治平年間（1056 ～ 1067）頃に活躍していたこと，史炤は紹興三十年（1160）に七十歳近かったことなどがわかる。また，『玉海』卷四十七・藝文　治平資治通鑑の條に「通鑑釋文三十卷史炤紹興三十一年上」とあることからも，史炤『通鑑釋文』が完成したのは，馮

8　陸心源(1834-1894)『儀顧堂續跋』卷七・宋槧通鑑釋文跋「案宋有三史炤。一爲仁宗時人，治平三年官少卿某州轉運使，見華岳題名。一爲度宗時人，咸淳中官利州路統制，見宋史本紀。一則著此書者，據馮時行序，炤字……，序題紹興三十年，則見可之生當在元祐末年，下距咸淳一百八十餘年，上距嘉祐三十年。」

9　卷203藝文志「史炤資治通鑑釋文三十卷」

10　『資治通鑑』の成立は元豊七年（1084）なので，實際は七十六年。

序の書かれた紹興三十年頃だと考えて差し支えなさそうである。

三　胡三省の『通鑑釋文』批判と後世の評價

（一）胡三省の『通鑑釋文』批判

胡三省の海陵本偽託説の根據は,「通鑑釋文辯誤後序」の上に引用した部分に續いて述べられる。

「今觀海陵所刋公休釋，以烏桓為烏元，按宋朝欽宗諱桓，靖康之時，公休没久矣，安得豫為欽宗諱桓字邪。又謂南北史無地理志，是其止見李延壽南北史，而不知外七史，宋書，魏書，蕭齊書皆有志，而隋書有五代志也。温公修通鑑，公休為檢閲文字官，安得不見諸書邪。海陵釋文費氏註雖視史炤釋文為差略，至其同處則無一字異。費氏蜀中鬻書之家，固宜用炤釋刋行，若公休則在史炤前數十年，炤書既不言祖述公休，而公休書乃如剽竊史炤者。最是其書中多淺陋，甚至於不考通鑑上下本文，而妄為之説，有不得其句者，有不得其字者，辯誤悉已疏之於前，讀者詳之，其真偽可見矣。（海陵で刊行された公休本『釋文』で「烏桓」を「烏元」とする[11]のは，宋の欽宗の諱桓を避けたものだが, 欽宗の靖康の年には公休は亡くなって久しく, 欽宗の諱「桓」を予め避けられたはずがない。また，南北史には地理志がないとする[12]のは，李延壽の南史北史を見ただけで，ほかの七史（宋書、南齊書、梁書、陳書、魏書、北齊書、周書）のうち宋書、魏書、南齊書にいずれも志があり，隋書に五代志があることを知らないわけだが，温公の通鑑編修の際，公休は檢閲文字官をつとめたのだから，諸本を見ることができなかったはずはない。海陵本『釋文』、費氏注は，史炤の『釋文』に比べて簡略で，同じ部分は一字の違いもない。費氏は蜀の書賈だから眉山の史炤の『釋文』を刊行するのはもとより當然のことである。公休は史炤より數十年前の人なのに，史炤本は公休を祖述するとはいっておらず，公休の書が史炤を剽竊しているかのようである。とくにその書には浅見が多く，通鑑の上下の文脈を考えずにいい加減に説をたてていることさえあり，文の解釋がおかしいところもあれば，字の解釋がおかしいところもある。『辯誤』本文ですべて説明したので，じっくり讀んでいただければ，真偽は明らかである。）

胡三省の述べるように,『宋史』司馬康の傳[13]には, 司馬光が『資治通鑑』を編集した際に「検閲文字」に當ったことが見え,『進資治通鑑表』にも，司馬光、范祖禹、劉恕、劉攽と並んで「検閲文字承事郎司馬康」の名が見える。史炤本馮序の「通鑒之成，殆百年未有釋文」という記述

11　『通鑑釋文』卷二漢紀三「東胡」, 卷八魏紀一「蹋頓」, 卷九晉紀七「羯朱」, 卷二十唐紀四「奚霫」釋文。
12　『通鑑釋文』卷十三宋紀一「雍」字釋文「按南北史無地理志……。」
13　卷336「光修資治通鑑，奏檢閲文字。」

も胡説を裏付ける。これには反論[14]もないわけではないが，司馬康の『通鑑釋文』などはじめから存在しなかったと考えるほうが自然である。ただし，『通鑑釋文』が司馬康の作でないことは，その内容の杜撰さの根據にはならない。胡三省は『音注』や『辯誤』で『通鑑釋文』の誤りを何箇所か指摘してはいるが，史炤『釋文』の反切を踏襲する箇所はそれよりはるかに多い[15]。胡三省自身も「前注之失，吾知之。吾注之失，吾不能知。」（『音注』自序）というように，史炤の誤りを論(あげつら)った胡三省は自らも後人の批判の目に否応なくさらされることになる。

（二）王鳴盛、錢大昕の評價

王鳴盛『十七史商榷』卷百「通鑑釋文胡氏辨誤」は，「炤之學誠不及胡，所辨大抵皆是也」としながらも，胡三省が引用であることを明示せずに史炤説を剽竊する箇所が多いことを指摘する。王鳴盛は稀覯本であった『通鑑釋文』を大金を投じて購入し[16]，胡三省『音注』最初の十數卷と對勘したところ，胡『音注』が史を剽竊する箇所は多いが，引用に「史炤」の名を明記するのは，校勘した部分では，卷十一漢紀三「乘傳」の「傳」注一條のみだったとする。また，胡三省が蜀本（『辯誤』の「費氏本」）は史炤を襲ったものだと知りながら，卷一周紀一烈王五年「韓嚴遂弑哀侯」の條ではあえて「史炤」といわず「蜀本注曰」として引用することを指摘し，「恐顯炤之美，遂稱為蜀本注（史炤の優れた點を顯彰することになるのを恐れ，ついに蜀本注としてしまった）」という。そして，「平心論之，炤誠不能無誤，但首剏音釋實屬有功，胡自揣用力已深，其注足以傳世，恨炤先有釋文，既攘取之又攻擊之，隱善揚惡，用心私曲，卻所不免，後人遂因胡之辨誤欲廢炤書（公平に論ずれば，史炤は確かに誤りなしというわけにはいかないが，初めて音釋を撰した功績は否定できない。胡三省は自分でもその注に力をつくし，それが後世まで伝わるに足ると思っていたので，先に史炤が釋文を書いていたのが気に食わず，剽窃した上，攻撃し，良い點を隱して惡い點を言い立てたのだ。手前勝手な了見だといわざるを得ない。後世の人はとうとう胡の『辨誤』のせいで史炤の『釋文』を讀もうとしなくなった）。」としめくくる。

錢大昕は『通鑑注辯正』二卷を著したほか，「跋唐書釋音」「跋資治通鑑」（『潜研堂文集』卷二十八）でも，胡『音注』の誤りを指摘している[17]。また，当時珍本となっていた史炤『通鑑釋文』を見て，以下のような跋を書いている。

14　陸心源『儀顧堂續跋』（卷七・宋槧通鑑釋文跋），丁丙『善本書室藏書志』（卷七「資治通鑑釋文三十卷（顧千里校宋本　郁泰峯藏書）」）に引かれる阮亨『瀛洲筆談』に「史炤之書與公休大略同而加詳焉，炤蓋因其舊而附益之也，則炤書本是康注，宜得涑水著書遺意，乃三省作辯誤，摭其一二缺失，詆史者且以康，未免太過。」また，阮亨の従弟の阮元「史炤通鑑釋文跋」（『揅經室集二集』卷七）も同じ。なお，陸心源自身は胡説に与し阮亨を批判している。

15　第四章第二節および「通鑑史胡音對照表」（『富山大学人文学部紀要』49掲載予定）参照。

16　『十七史商榷』卷百「通鑑史氏釋文」参照。

17　そのほか，陳景雲に『通鑑胡注舉正』，趙紹祖に『通鑑注商』がある。

「自胡景參之注行，而史氏釋文，學者久束之高閣，近代藏書家遂鮮有著錄者。西沚光錄偶得之，詫為枕中之秘。頃袁上舍又愷從齊女門蔣氏假得宋槧本，令小史鈔其副，予因得寓目焉。史注固不如胡氏之詳備，而創始之功要不可沒。胡氏有意抑之，未免踏文人相輕之習。且如秦之范雎本千餘切，而胡改音雖，唐之李芃本蒲紅切，而胡改居包翻，遂使雎睢莫別，芃艿互淆，豈非以不狂為狂乎。景參以地理名家，而疏于小學，其音義大率承用史氏舊文，偶有更改，輒生罅漏。予故表而出之，俾後人知二書之不可偏廢云。（胡三省の注が普及してより，史炤の釋文は久しく高閣に束ねられ，ついに近代の藏書家にはほとんど著録されなくなった[18]。西沚光錄（王鳴盛）が偶然手に入れ，自慢にし秘藏していたほどである。先だって袁廷檮が齊女門の蔣氏から宋刊本を借り，書記に副本を書写させたので，私はそれに目を通した。史氏注はもとより胡氏注の詳細さ周到さには及ばないが，創始者としての功績を無視するわけにはいかない。胡氏が故意に貶めたのは，どうも文人相い輕んずの世の習いに倣うもののようである。それに，秦の范雎の「雎」がもと千餘の切[19]であったのを，音雖に改めたり[20]，唐の李芃の「芃」がもと蒲紅の切[21]であったのを，居包の翻に改めたりする[22]のは，「雎」と「睢」，「芃」と「艿」を区別できず混同してしまったもので，狂っていないものを狂っているとするようなものではなかろうか。胡三省は著名な地理学者だが，小學には疎く，その音義は概ね史炤釋文を襲用したもので，たまに改めると決まって遺漏が生じる。このことを，ことさらに明らかにするのは，後世の人に二書のうちどちらか一方を捨てることなどできないことを知らせようとするものである。）」（『潜研堂文集』卷二十八跋通鑑釋文）

音訓は史炤釋文が，地理は胡三省注が優れ，併用すべきだという評價は，以後の書目類に繰り返し現れるようになる[23]。

18　明初の『文淵閣書目』，葉盛『篆竹堂書目』は『胡三省『音注』通鑑』，『通鑑釋文』ともに著録するが，錢溥『秘閣書目』は史に「胡三省『音注』通鑑」を，史の附に「通鑑釋文」を著録する。明も半ばを過ぎて，『近古堂書目』，董其昌『玄賞齋書目』，祁承㸁『澹生堂藏書目』になると，胡『音注』のみを著録し，『通鑑釋文』を載せない。

19　『通鑑釋文』卷二漢紀九「尉屠雎」，卷二十一唐紀十五「關雎」音。

20　『資治通鑑』卷五周紀五など。

21　『通鑑釋文』卷二十四唐紀四十三「芃」音。

22　『資治通鑑』卷二百二十七唐紀四十三。

23　顧廣圻撰，黄丕烈注『百宋一廛賦注』「見可釋文音訓是優，被抑身之耽與闡幽，……」注「史炤通鑑釋文三十卷，……自元胡三省身之通鑑釋文辯誤盛行，而此書遂微，其實胡所長地理，若聲音訓故乃不如史之有所受之也。……」

周中孚『鄭堂讀書記』卷十六・通鑑釋文辨誤十二卷(明長洲陳氏刊本)「按史注固不如胡注詳備而刱始之功要不可沒。身之有意抑之，未免踏文人相輕之習。身之精于地理，而疏於小學，其音義大率承用史氏舊文，偶有改，輒生罅漏。何得輕加詆議，以史氏原本，幾于湮沒無聞，豈非是書實階之厲哉。」

張金吾『愛日精廬藏書志』卷九・編年類・通鑑釋文三十卷（旧抄本）「胡身之特作辨誤以刊正之，自辨誤行而此書遂微，然地理之學，史不及胡，音訓之學，胡不及史，其書亦有不可沒者。」

四 「新註資治通鑑序」と胡三省『音註』との齟齬について

(一)『音注』執筆の經緯

胡三省『音注』執筆の經緯は，自序に詳しい。

「先君篤史學，淳祐癸卯始患鼻衄，讀史不暫置，灑血漬書，遺跡故在。每謂三省曰，史漢自服虔、應劭至三劉，注解多矣。章懐注范史，裴松之注陳壽史，雖間有音釋，其實廣異聞，補未備，以示博洽。晉書之楊正衡，唐書之竇苹，董衡，吾無取焉。徐無黨註五代史，粗言歐公書法義例，他未之及也。通鑑先有劉安世音義十卷而世不傳。釋文本出於蜀史炤，馮時行為之序，今海陵板本又有温公之子康釋文，與炤本大同而小異。公休於書局為檢閲官，是其得温公辟咡之教詔，劉、范諸公羣居之講明，不應乖刺乃爾。意海陵釋文非公休為之。若能刋正乎。三省捧手對曰，願學焉。乙巳先君卒，盡瘁家蠱，又從事科舉業，史學不敢廢也。寳祐丙辰出身進士科，始得大肆其力於是書。游宦遠外，率携以自隨，有異書異人，必就而正焉。依陸德明經典釋文，釐為廣註九十七卷，著論十篇，自周訖五代，略叙興亡大致。咸淳庚午，從淮壖歸杭都，延平廖公見而韙之，禮致諸家，俾讎校通鑑以授其子弟，為著讐校通鑑凡例。廖轉薦之賈相國，德祐乙亥，從軍江上，言輒不用，既而軍潰，間道歸鄉里。丙子，浙東始騷，辟地越之新昌，師從之，以孥免，失其書。亂定反室，復購得他本為之註，始以考異及所註者散入通鑑各文之下，曆法天文則隨目録所書而附註焉。迄乙酉冬，乃克徹編。凡紀事之本末，地名之同異，州縣之建置離合，制度之沿革損益，悉疏其所以然。若釋文之舛謬，悉改而正之，著辯誤十二卷。（亡父は，史学に造詣が深く，淳祐癸卯の年(1243)から鼻血の病に罹ったが，史書を讀む手は休めず，流れる血が書を浸し，その名残が今なお残っている。いつも私におっしゃっていた。「史記，漢書は服虔、應劭から三劉（劉敞，劉攽，劉奉世）まで，注釋は數多い。范曄『後漢書』の章懐太子（李賢）注，陳壽『三国志』の裴松之注には音釋はあることはあるが，實際には異聞を博捜し，不備を補い，博識ぶりを示したものだ。『晉書』の楊正衡『音義』[24]，『唐書』の竇苹『音訓』[25]，董衡『釋音』[26]などは，私は評価しない。徐無黨の『五代史』注は，歐公（歐陽修）の書き方のお約束事を大雑把に述べただけで，その他のことにまで及んでいない。『通鑑』には最初劉安世の『音義』十卷があったが伝わらない。『釋文』はもと蜀の史炤の手になり，馮時行が序を書いている。海陵の版本にも温公の子の康の『釋文』があるが，史炤のものと大同小異だ。司馬康は

24 『文淵閣書目』卷二史部に「楊正衡晉書音義一部」が著録されている。

25 『郡齋讀書志』卷二下・史評類，『直齋書錄解題』卷四・正史類などに竇苹撰「唐書音訓四卷」が著録されている。『直齋書錄解題』は同じ「宣義郎汶上竇苹叔野」の撰として「酒譜一卷」も著録する。『宋史』藝文志・藝文一・小學類は「竇莘唐書音訓四卷」を著録するが，中華書局本校勘記は『郡齋』『直齋』『玉海』を引き正しくは「竇苹」であろうとする。

26 『宋史』藝文志・藝文一・小學類に「董衡唐書釋音二十卷」が著録されている。

書局で檢閲の官をしていた。つまり，温公から直接教えを受け，劉攽，劉恕，范祖禹らと一堂に会してはっきり説明を聴いているのだから，道理に合わないものを書くはずがない。思うに，海陵本『釋文』は康の作ではなかろう。お前はそれを正せるか？」私は拱手して「そういたしたいと存じます。」と答えた。乙巳の年(1245)に父が亡くなり，父の喪に疲れ果て，科舉の準備にも追われたが，史學も怠るわけにはいかなかった。寶祐丙辰の年(1256)に進士科に及第し，やっとこの書に全力を注げるようになった。地方に赴任しても，大抵原稿を持ち歩き，異本や変わった学者がいれば，必ず出かけていって原稿を正した。陸德明の『經典釋文』に倣って，『廣註』九十七卷にまとめ，論十篇を著して周から五代までの国家の興亡のあらましを略述した。咸淳庚午の年(1270)，淮壖から杭州に帰ると[27]，延平の廖（瑩中）公が見て気に入り，多くの学者を招いて，『通鑑』を校訂させ，その子弟に教授させた。それで，『讐校通鑑凡例』を著した。そのうち，廖公が賈相國（似道）に推薦してくださり[28]，德祐乙亥の年(1275)，長江に從軍したが，進言が用いられず，軍が潰滅してしまったので，間道を抜けて鄉里（寧海）に戻った。丙子の年(1276)，浙東が騒がしくなりはじめ，越の新昌に避難した。軍が引き続いて至り，家族は難を逃れたものの，書は失われた。戦亂が収まって家に戻り，また別のテキストを購入してそれに注を附けた。そこではじめて，『（通鑑）考異』と注釋を『通鑑』各文の下に分けて収め，暦法、天文については『（通鑑）目録』の記載に従い，それを注に附した。乙酉の年(1285)の冬までに，すべて終えることができた。およそ事件の顛末，地名の異同，州縣の設置、分離統合，制度の沿革増減はすべて，そうなった理由を一つ一つ述べた。『釋文』の誤りについては，ことごとく訂正し，『（通鑑釋文）辯誤』十二卷にまとめた。……乙酉年(1285)冬十一月乙酉，冬至，天台胡三省身之，梅磵蠖居にて書す。）」

四庫提要も引く袁桷[29]「師友淵源録」[30]（『清容居士集』卷三十三）[31]にも胡『音注』の成立過程に關わる記述があるが，それによると，胡三省は通鑑の注釋に三十年費やし，戦乱の中，三度原稿を失い，乙酉の年(1285)に袁氏の家塾で日々書写して定稿を完成させた。己丑（1289）の兵乱では書を穴藏に置いていたので紛失を免れたという。

煩を厭わず繰り返せば，胡三省が『通鑑』に注を附けたのは父の遺訓によるもので，海陵本が司馬康の作でないことは生前の父から聞かされていた。『通鑑』の注釋作業には，1245年の

27　胡三省は，兩淮制置使李庭芝の幕客だったが，咸淳五年（1269），李庭芝が京湖制置大使を命ぜられたため，翌年，杭州に帰った。胡三省の詳細な傳記、官歴については陳垣『通鑑胡注表微』，荒木敏一「胡三省音注資治通鑑について」（荒木敏一・米田賢次郎『資治通鑑胡注地名索引』（1967）所収）など參照。

28　廖瑩中は賈似道の幕客だった。

29　『通鑑地理通釋』『通鑑答問』を著した王應麟に師事した。

30　袁桷が，父洪の師友について記したもの。

31　原文「胡三省，天台人，寶祐進士，賈相館之釋通鑑三十年，兵難藁三失，乙酉歳，留袁氏塾，日手抄定註，己丑冦作，以書藏窖中得免，定註今在家。」

父の死以降，着手したとも讀めるが，本格的に取りかかったのは1256年に進士科に及第してからで，1270年までには，『(資治通鑑）廣註』九十七卷を完成させていたらしい。1276年，南宋が滅び，その混乱の中で『廣註』の原稿が失われたが，胡三省は改めて『通鑑』を購入し再び注釋を附けはじめた。『廣註』は『通鑑釋文』と同様，單注本であったが，ここで本文の下に注を挿入する形に改め，それと同時に『通鑑考異』,『通鑑目録』も本文の下に収め，注に附した。この作業は1285年までに完了した。『通鑑釋文』の誤りは『(通鑑釋文）辯誤』を著して，すべて訂正した。

以上が，自序で語られる『通鑑注』執筆の經緯である。

(二)『音注』の『通鑑釋文』引用

陳垣『通鑑胡注表微』辯誤篇は,『音注』でなく『辯誤』の記述によって胡三省の『通鑑釋文』に對する「辯誤」を論じたものである[32]。しかし,『音注』は『音注』,『辯誤』は『辯誤』である。『辯誤』の「辯誤」をもって『音注』の「辯誤」に代えるわけにはいかない。四庫提要[33]も『音注』で本文にそって訂正しているものには『辯誤』に見えない説もあるため，『音注』『辯誤』を併用すべきだとしている。

そこで，『音注』の『通鑑釋文』引用を調べてみると，『音注』は，確かに王鳴盛の指摘通り，斷りなく『通鑑釋文』を剽竊する箇所は多いが，『通鑑釋文』の引用であることを明記するのは最初の十數卷で一箇所のみというわけではない。ただ，『音注』の『釋文』言及は，「史炤」本以外の二本について『辯誤』とは異なる呼稱を用いている。王鳴盛も指摘するように『辯誤』の費氏本を「蜀本（注)」と稱するほか，海陵本『釋文』は「海陵本」1例[34]を除いて「康」もしくは「公休」説と稱して引用されているのである。三本のうち「蜀本」は全書に亘って28箇所に見えるが，王鳴盛の擧げる卷一の例を含めた，卷一，卷五十「撲」注，卷五十三「跋扈」注の最初の３例以外は，すべてテキストの異同に關する言及である。「蜀本」を除く二本の引用は136あり，それぞれ出現の分布に偏りがある。まず，『通鑑』全二百九十四卷のうち卷二百十九までの引用67のうち66までは「康」説（64例)，「公休」説（２例）として引かれ，卷一から卷二十までに57例（「康」55，「公休」２）が集中している。唯一の例外は王鳴盛も指摘

32　陳垣はまた『通鑑釋文』の三本についての胡三省説を引き,『考古質疑』や『齊東野語』が『通鑑』注「畫」字反切を司馬康の音として引くことを指摘して海陵本が宋末元初に司馬康撰と信じられ，まだ盛行していたことの證とし，「身之並辟之者，以其冒公休大名，播其誤于衆耳。」とする。

33　『資治通鑑釋文辨誤』提要「其已見於此書者,『音注』之中卽不復著其說。然如唐德宗紀韓旻出駱驛一條,『音注』云, 史炤謂駱谷關之驛, 余按韓旻若過駱谷之驛, 則已通奉天而西南矣, 炤說非也。此類隨文考正者, 亦不盡見於辨誤。蓋二書本相輔而行，故各有詳畧，以便互爲考証也。」

34　卷二百四十五唐紀六十五「亓元實」注「亓，苦堅翻，海陵本作亓，渠之切，姓也」。現在通行する『通鑑釋文』三十卷本は「丌」に作る。音は『辯誤』引く海陵本に同じ。

する卷十一の「史炤」だが, 海陵本は史炤本より簡略であったのというのだから, 史炤本にあって海陵本にない記述だったのかもしれない。そして, 卷二百二十三以降の70例のうち,「海陵本」のテキスト異同に關する１例を除いた69例は，すべて「史炤」説として引かれる[35]。下に擧げたのは，各卷の『釋文』三本の引用數を表にしたものである。(「海陵本」は「康曰」「公休曰」などとして引かれる公休本の別稱ではあるが，『音注』の引用では，呼稱の違いが意味を持つと考えるので，「康・公休」の欄に載せず，例も卷二百四十五の１例のみなので，別に欄を設けることはせず，表にも載せない。)

通鑑卷數	康公休	史炤	蜀本
1	4		1
2	9		
3	3		
4	7		
5	5		
6	6		
7	4		
8			
9	1		
10	1		
11	1	1	
12	1		
13	2		
14	2		
15	2		
16	1		
17			
18	6		
19			
20	1		
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30	1		
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			1
50			
51			
52			1
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			1
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			3
69			1
70			
71			2
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			
86			
87			
88			
89			
90			
91			
92			
93			
94			

35　なお,『音注』に「釋文」というのはすべて陸德明『經典釋文』を指す。

95			
96			
97			
98			
99			
100			1
101			
102			
103			
104			
105			
106			
107			
108			
109			
110			
111			
112	1		
113			
114			2
115			1
116			
117			
118			1
119	1		
120			
121			
122			
123			
124			
125			
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134	2		
135			
136	1		
137			1

138			
139			
140			
141			
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			
153			1
154			
155			
156			
157	1		
158			
159			
160			
161			
162			
163			
164			
165			
166			
167			
168			
169			
170			
171			
172			
173			
174			
175			
176			
177			
178			
179			1
180			

181			
182			
183			
184			
185			
186			
187			1
188			
189			
190			
191			
192			
193			
194			
195	1		
196			
197			
198			
199			
200			
201			
202			
203			
204			
205			
206			
207			
208			
209			
210			
211			1
212			
213			
214			
215			
216			1
217			1
218	1		
219	1		
220			
221			
222			
223		1	

224		3	
225		4	
226		3	
227			
228		5	
229		2	
230		2	
231		7	
232			
233		3	
234		3	
235			
236		1	
237		2	
238		3	
239		1	
240		2	
241			
242			
243			
244			1
245		3	
246			
247			

248		2	
249		2	
250		1	1
251		1	
252			1
253			
254		3	
255		3	
256			
257		1	
258		1	
259		1	
260			
261			
262			
263			
264			
265		1	
266			
267		2	
268			
269		2	
270			
271			

272		1	
273			
274			
275			
276			
277			1
278			
279		1	
280			
281			
282		1	1
283			
284			1
285			
286			
287			
288			
289			
290			
291			
292			
293			
294			
合計	66	69	28

表からも明らかなように，單純に卷數で計算すると『音注』の前から約四分の三では，海陵本『通鑑釋文』は司馬康の著作であるかのごとく取り扱われているのである。逆に，「史炤曰」の出現箇所は，卷十一の１例を除けば，卷二百二十三以降，つまり後ろの四分の一に集中している。次に，「康（公休）」説として引かれる『通鑑釋文』の例66をすべて擧げておく。（被注語が出現する卷（294卷中），被注語あるいは被注箇所（括弧内のアラビア數字は中華書局本のページ數），四部叢刊本『通鑑釋文』本文（必要に應じて宛委別藏本との異同），『音注』（中華書局本）での言及，『辯誤』に見えるものは『辯誤』（中華書局本）での言及の順に述べる）

(1) 卷一周紀一「皐狼」(10)

釋文「皐狼，上姑勞切，下盧當切，春秋蔡地，後爲趙邑。」

音注「康曰，皐，姑勞切，狼，盧當切，春秋蔡地，後爲趙邑。余據春秋之時，晉楚爭盟，晉不能越鄭而服蔡。三家分晉，韓得成皐，因以并鄭，時蔡已爲楚所滅，鄭之南境亦入于楚，就使皐狼爲蔡地，趙襄子安得而有之。」

辯誤「史炤釋文曰，皐狼，春秋蔡地後爲趙邑，（海陵本，費本同。）余按……。」
『音注』は『釋文』全文を「康曰」として引き，『辯誤』は「史炤釋文（海陵本，費本同）」として同じ箇所を引く。いずれも，その説を非として自説を述べる。

(2) 卷一周紀一「絺疵」(12)

釋文「絺疵，抽遲切，字當作郗，姓也，姓譜諸書未有从糸者，疑借字。」

音注「絺，抽遲翻，姓也。康曰，絺當作郗，姓譜諸書未有從絲者，疑借字。余按姓譜，絺姓，周蘇忿生支子，封於絺，因氏焉。」

『音注』は『釋文』の「絺」の反切を襲用し，「字當作郗」以下のみを「康曰」として引き，その説を非とする。

(3) 卷一周紀一「雲夢之竹天下之勁也。然而不矯揉，不羽括，則不能以入堅。」(14)

釋文「矯揉，上舉夭切，下如久切，揉曲爲矯揉，所以撓之也。」「羽括，羽者箭翎，括者箭窟，受絃處也，音聒，通作筈。」

音注「矯，舉夭翻，揉，如久翻。康曰，揉曲爲矯揉，所以撓曲而使之直也。羽者箭翎。括者箭窟受弦處，括音聒，通作筈。」

『音注』は「矯」「揉」の反切を踏襲し，「康曰」として「揉曲爲矯揉」以降を引く。

(4) 卷一周紀一「濁澤」(27)

釋文「十三年濁澤，直角切，水名，按漢志，出齊郡廣縣嬀山，史記或作涿。」

音注「康曰，濁，水名，漢志濁水出齊郡廣縣嬀山。余謂康説誤矣。……」

辯誤「史炤釋文曰，濁，水名，按漢志，濁水出齊郡廣縣嬀山。（海陵本，費本同。）余謂釋文誤矣。……」

『音注』は「康曰」として，『辯誤』は「史炤釋文」（海陵本，費本同）として『釋文』の同じ記述を引き，いずれもその説を誤りとする。

(5) 卷二周紀二「元年齊伐魏，取觀津。」(41)

釋文「觀津，工喚切，劉伯莊音館，魏地，齊伐魏惠王請獻觀以和解，即觀津也，下陵觀同音。」

音注「康曰，齊伐魏，魏惠王請獻觀以和，即觀津。余按班志，信都國有觀津縣，與齊相去甚遠，且趙地也，又東郡有畔觀縣。水經，大河故瀆東逕五鹿之野，又東逕衞國故城南古斟觀也。此其魏之觀津歟。……觀，工喚翻。」

辯誤「史炤釋文曰，齊伐魏，惠王請獻觀以和解，即此觀津也。（海陵本，費本同。）余按……。」

『音注』は，觀の反切を踏襲し，「康曰」として「齊伐魏」以下「即觀津」までを引き，誤りとする。『辯誤』は同じ箇所を「史炤釋文」（海陵本，費本同）として引く。

(6) 卷二周紀二「秦魏戰于少梁。」(42)

釋文「少梁，失照切，魏地，魏有大梁，故以少梁別之，即夏陽也。」

音注「班志，馮翊夏陽縣，故少梁。師古曰，本梁國爲秦所滅，至惠文王十一年更名夏陽。康曰，魏有大梁，故此稱少，以別之。」

(7) 卷二周紀二「景監」(45)

釋文「景監，景，姓也，楚之族，監，居銜切，其名也，去聲亦通。」

音注「史記正義，監，甲暫翻。康曰，景，姓，楚之族，監，古銜切，非。」

『音注』は「監」について『史記正義』の「甲暫翻」を引き，「康曰」として引く「監」の反切を「非」とする。

(8) 卷二周紀二「衞鞅欲變法……令民爲什伍而相收司，連坐。」(47)

釋文「收司，句斷，司猶管也，爲什伍之法使之相司相管。」「連坐，秦有見知連坐法。」

音注「康曰，司猶管也，爲什伍之法使之相司相管，秦有見知連坐法。余謂連坐者一家有罪，什伍皆相連坐罪也，見知乃漢法。」

『音注』は「康曰」として『釋文』の説を引き，それとは異なる自説を披瀝する。

(9) 卷二周紀二「於是威王謀救趙，……，乃以田忌爲将而孫子爲師，居輜車中，坐爲計謀。」(52)

釋文「輜車，側其切，輧車也，軍行所載輜重。」

音注「字林曰，輧車，有衣蔽無後轅者謂之輜。釋名曰，有邸曰輜，無邸曰輧。傅子曰，周曰輜車，即輦也。康曰，輧車也，軍行所以載輜重。輜，楚持翻。輧，蒲眠翻。」

『音注』は『字林』『釋名』についで，『釋文』説を「康曰」として引く。

(10) 卷二周紀二「孫子曰，夫解雜亂紛糾者不控拳。」(52)

釋文「控拳，上苦貢切，引也，下，去權切，與絭同，絭者攘臂繩也，言解鬪者，當善以手解之，不可引絭也。或謂拳謂拳手之拳，非是。」

音注「索隱曰，謂事之雜亂紛糾也，解雜亂紛糾者當善以手解之，不可控拳而擊之。余謂雜亂紛糾者謂人鬪者耳，非事也。康曰，拳與絭同，絭者攘臂繩也。余謂當從索隱説，康説非。」

『音注』は先ず『史記索隱』（以下『索隱』）の説を引いた後，『釋文』説を「康曰」として引き，索隱説を是とし，康説を非とする。

(11) 卷二周紀二「孫子曰，……批亢擣虛，形格勢禁，則自爲解耳。……衝其方虛。」(52)

釋文「批亢，上蒲結切，下口浪切，批與抴同，批，擊也，抴，捩也，亢，高極也，言乘其高而擊捩之。」

「擣虛，都浩切，築也，言乘其虛而築之，則自解也，批亢擣虛，所謂刑格勢禁，格音閣。」

音注「索隱曰，批，白結翻，亢，苦浪翻。按批者相排批也，音白滅翻。亢，言敵人相亢拒也。擣者擊也，衝也。虛，空也。謂前人相亢，必須批之，彼兵若虛則衝擣之，若批其相亢，擊擣彼虛，則是其形相格，其勢自禁止，則彼自爲解也。康曰，亢，極也，高也。擣，築也。乘其高亢而批之，乘其虛而擣之則其勢自解。批亢擣虛，所謂形格勢禁也。余謂索隱之説爲長，蓋鬬者方相亢拒，則排批之使解，虛者，兩敵拒鬬力所不及之處，擣之則雖欲鬬，其勢不能不解，此易見也。」

『音注』は『索隱』についで『釋文』を「康曰」として引き，「批亢」については索隱の説が勝るとし，『索隱』と『釋文』の説に違いがない「擣虛」については「此れ見易き也」とする。

(12) 釋文「方虛，音墟。」

音注「康曰，虛音墟。余謂虛如字，衝其方虛，即上所謂擣虛也。索隱之説義亦如此。」

辯誤「海陵本釋文曰，虛，音墟。余謂虛，當讀如字。衝其方虛，即上文所謂擣虛也。史記索隱義亦如此。若讀爲墟，全無意義。史炤曰，擣，築也，言乘其虛，則自解也。義與余同。海陵本託公休之名，實蹈襲史炤本，至其自立異義者，識見又下於史炤。」

『音注』は「虛」について『索隱』の「如字」を根拠に「康曰」として引く「音墟」を非とする。

『辯誤』は「海陵本釋文」として同じ「音墟」を引き，「擣虛」と同義だとして非とする。そして，「史炤曰」として前項の「擣虛」の『釋文』説のを引いてそれを是とし，海陵本は公休の名に仮託しながら，実際は史炤本を踏襲したもので，史炤と説が異なれば，史炤に見識が劣るとする。胡三省の見た史炤本には「方虛」の項が缺けていたのだろうか。

(13) 卷二周紀二「輜重」(72)

釋文「輜重，上莊持切，載衣車也，下直用切，載物車也，行者之資總曰輜重。」

音注「康曰，輜重，載物車也，行者之車總曰輜重。韻書曰，輜，莊持翻，庫車也。重，直用翻。」

『音注』は「載物車也」以下「曰輜重」までを「康曰」として引き，『釋文』と同じ反切を「韻書曰」として引く。

(14) 卷三周紀三「澠池」(97)

釋文「澠池，彌遠切，趙邑。」

音注「康曰，澠池，趙邑。予據趙與韓魏接境，韓有野王，上黨，魏有河東，河内，而澠池則秦地也。漢爲縣，屬弘農郡，趙安能越韓，魏而有之，康説非是。」

辯誤「史炤釋文曰，澠池，趙邑。余按趙與韓魏接境，韓有野王，上黨，魏有河東，河内，而澠池則秦地也。漢地理志澠池縣屬弘農郡。趙安能越韓魏而有弘農之澠池邪。炤説非是，海陵本誤同。」

同じ『釋文』「趙邑」の釋義を,『音注』は「康曰」として引き「康説非是」とし,『辯誤』は「史炤釋文」として引き「炤説非是，海陵本誤同」とする。

(15) 卷三周紀三「趙王略中山地，……歸，使樓緩之秦，仇液之韓，王賁之楚，……」(106)

釋文「王賁，音奔，剪[36]之子，離之父。」

音注「賁音奔，康曰，離之父，翦之子。予按離父翦子，秦將也，此王賁乃趙人。康説非是。」

辯誤「海陵本釋文曰，賁，音奔，翦之子，離之父。余按翦之子離之父之王賁乃秦將也。此王賁乃趙人。海陵本誤矣。」

音注「音奔」は『釋文』と同じだが, 胡三省は『釋文』の釋義のみを「康曰」として引き,「康説非是」とする。『辯誤』は「海陵本釋文」の音と釋義を引き，「海陵本誤矣」とする。

(16) 卷三周紀三「抒意」(115)

釋文「抒意，上與切，抑也。抒意通指，按其義，當作紓，紓，緩也。古字多通使，亦音舒。」

音注「索隱曰，抒，音墅，抒者舒也，又常恕翻。康曰，亦音舒。」

『音注』は『索隱』を引き，『釋文』の「亦音舒」のみを「康曰」として附記する。

(17) 卷四周紀四「信期」(118)

釋文「信期，信，姓也，如字。」

音注「索隱曰，即下文高信也。史記正義曰，信音申。康曰，如字。」

『音注』は『索隱』『史記正義』（以下『正義』）の説を引き，『釋文』の音「如字」を「康曰」として附記する。

(18) 卷四周紀四「淖齒」(126)

釋文「淖齒，淖，竹角切，姓也。」

音注「索隱曰，淖，女教翻。康曰，竹角切，姓也。」

(19) 卷四周紀四「光狼城」(134)

釋文「光狼，城名，本中山地，趙靈王取之，其地在代。」

36　秦紀二『釋文』は「王賁，逋昆切，翦之子。」

音注「索隱曰，地志不載光狼城，蓋屬趙國。史記正義曰，光狼故城在澤州高平縣西二十里。康曰，本中山地，趙武靈王取之，其地在代。余考史以代光狼城聯而書之，康以爲其地在代，可也，又云本中山地，中山與代舊爲兩國，代在山之陰，中山在山之陽，既云在代，不當又云本中山地。如康意，抑以爲光狼本代地，趙襄子滅代而中山侵有光狼地，武靈王既滅中山，始有光狼之地。白起自上郡，九原，雲中下兵，始能敗趙軍，取光狼。史既不先序其兵行之路，後又無考光狼城之所，闕疑可也。」

辯誤「史炤釋文曰，光狼，城名，本中山地，趙武靈王取之，其地在代。（海陵本同。）余按史以代光狼城聯而書之，以爲其地在代，可也。而云本中山地，中山與代舊爲兩國，代在常山夏屋山之北，中山在常山之南，既云在代，不當云本中山地。」

『音注』は『索隱』『正義』についで『釋文』を「康曰」として引き，康説の誤りを指摘する。『辯誤』は「史炤釋文」（海陵本同）として同じ箇所を引き，『音注』と同じく誤りを指摘する。

(20) 卷四周紀四「燕王固已疑樂毅，得齊反間，乃使騎劫代將而召樂毅。」(139)

釋文「騎劫，奇寄切，姓也，燕將。」

音注「騎，奇寄翻。康曰，姓也。余謂騎劫時以能而將，騎以官稱，非姓也。」

『音注』は「騎」の反切を襲用して「姓也」という釋義のみを「康曰」として引き，「騎」は「官稱」であって「姓」ではないとする。

(21) 卷四周紀四「田單任貂勃於王。」(142)

釋文「貂勃，貂，丁聊切，姓也。」

音注「貂，丁聊翻，康曰，姓也。」

『音注』は上と同様，「貂」の反切を襲用し，釋義のみを「康曰」として引く。

(22) 卷四周紀四「以絶從親之要。」(149)

釋文「從親之要，從親謂合縱者，要，於笑切，約也。」

音注「索隱曰，要讀曰腰，以言山東合從，韓魏是其腰，康曰，於笑切，約也，余謂索隱説是。」

辯誤「海陵本釋文曰，要，於笑切，約也。余按史記索隱，要讀曰腰，以言山東合從，韓魏是其腰。蓋秦得韓魏之地，然後能東接於齊，楚不可得而北，燕趙不可得而南，是絶從親之要也。索隱之説意義爲長。」

『音注』は「康曰」，『辯誤』は「海陵本釋文」として『釋文』説を引き，『音注』『辯誤』ともに『索隱』も併せて引いて，索隱の説が勝るとする。

(23) 卷四周紀四「王休甲息衆，二年而後復之，又并蒲，衍，首，垣以臨仁，平丘，……」(150)

釋文「蒲衍首垣，于元切，蒲在長垣之蒲鄉，衍在河南之瑣卷近，首蓋牛首，垣即長垣。」

音注「康曰，蒲在長垣之蒲鄉，衍在河南，與卷近，首蓋牛首，垣即長垣。……垣，于元翻，……」

『音注』は「垣」の反切を襲用し，釋義のみを「康曰」として引く。

(24) 卷五周紀五「今夫韓，魏中國之處而天下之樞也」(159)

釋文「之處，敞呂切，止也。」

音注「康曰，處，敞呂翻，余謂，處，昌據翻，於世俗常言，音義爲長。」

『音注』は「康曰」として「敞呂翻」（上聲）を引き,「昌據翻」（去聲）, 於世俗常言, 音義爲長」とし，「おる」でなく「ところ」の義に讀むことを主張する。

(25) 卷五周紀五「（廉頗）以按據上黨民。」(167)

釋文「按據，音遏。」

音注「毛晃曰，按，於旰翻，抑也，止也，據也。余謂此按據二字，按字當以抑止爲義，據，依據也，引援也，拒守也。言廉頗依據上黨地險，引援上黨之民而拒守也。康曰，按音遏，此義亦通，但按字無遏音。」

『音注』は『增韻』「按」の「於旰翻，抑也，止也，據也」（卷四去聲二十八翰・按）を引いて是とし，「康曰」として「音遏」を引き，これでも意味は通じるが，「按」に「遏」の音はないとする。

(26) 卷五周紀五「子順曰, 先君相魯, 人誦之曰, 麛裘而芾, 投之無戾。芾而麛裘, 投之無郵。」(174)

音注「麛，莫兮翻，康綿披切，芾，分勿翻，協韻方蓋翻，戾，郎計翻，康曰，力結切，曲也，音義非。」

釋文「麛裘，綿披切，鹿子也。」「芾，分勿切，說文，文韠也。」「戾，力結切，曲也。」

『音注』は「芾」については『釋文』音を襲用し，「麛」「戾」については『釋文』と異なる反切を載せ，それらについてのみ「康」説として『釋文』音を引いて「戾」の反切と釋義について異を唱える。

(27) 卷五周紀五「子傒」(184)

釋文「子傒，胡啓切，秦孝文王之子。」

音注「子傒，蓋秦太子之子，愛而居長者。康曰，傒，胡啓切。余謂傒字即左傳高傒之傒。陸德明曰，傒，音兮。」

辯誤「史炤釋文曰，傒，胡啓切，秦孝文王之子。余謂此傒字，即左傳齊高傒之傒。陸德明曰，

傒音兮。若音胡啓切，則是溪字，非傒字也。」

『音注』は『釋文』「傒」の反切を「康曰」として引くが，それを非とし，『左傳』「高傒」の「傒」だとして「陸德明曰，傒，音兮」[37]を引く。『辯誤』は「史炤釋文」として引き，「胡啓切」なら「溪」であって「傒」ではないとする[38]。

(28) 卷五周紀五「秦將軍摎」(185)

釋文「摎，居由切。」

音注「摎，史記正義，紀虬翻，康曰，居由切。」

『音注』は『史記正義』を引いた上で「康曰」として『釋文』説を引く。

(29) 卷六秦紀一「荀卿曰，……，且仁人用十里之國則將有百里之聽，用百里之國則將有千里之聽，用千里之國則將有四海之聽，必將聰明警戒，和傅而一。」(189)

釋文「則將，音將帥之將。」「傅，音附，將相和，則士豫附。」

音注「康曰，將音將帥之將，余據文義，讀如字爲通。傅，音附。」

『音注』は「傅」の音を踏襲し，「將」についてのみ「康曰」として去聲に讀ませる『釋文』説を引き，「如字」（平聲）に讀んで意味が通るとする。

(30) 卷六秦紀一「公子所以重於諸侯者」(201)

釋文「重於，直用切。」

音注「康曰，重，直用切，余按文義，當音輕重之重。」

辯誤「史炤釋文曰，重，直用切。（海陵本同。）余按文義，此乃輕重之重，音直隴翻，若音直用翻，乃再三之義，考經典釋文可見。」

『音注』は「康曰」として『釋文』「直用切」（去聲）を引き，文義からすれば，輕重之重（上聲）に讀むべきだとする。『辯誤』は「史炤釋文（海陵本同）」として引き，『經典釋文』では去聲は「再三」の義であることを述べる。

(31) 卷六秦紀一「市租皆輸入莫府，爲士卒費。」(206)

釋文「莫府，師出無常處所在，張幕居之，以將帥得稱府，故曰莫府，莫與幕通。」

音注「康曰，師出無常處所在，張幕居之，以將帥得稱府，故曰莫府，莫與幕同，一曰莫大也，

37　莊公九年傳，襄公二十九年傳の『經典釋文』は「音兮」，昭公十二年經の『經典釋文』は「音奚」。「兮」「奚」は同音（平聲）。「胡啓切」は上聲。

38　誤り。「溪」は「兮」、「奚」、「高傒」の「傒」と聲母が異なるのみ，「胡啓切」は聲調が異なるのみ。

莫府猶言大府。」

(32) 卷六秦紀一「楚幽王薨，國人立其弟郝。」(224)

釋文「郝，呵各切。」

音注「郝，音釋。康曰，呵各切。」

(33) 卷六秦紀一「太子曰，太傅之計曠日彌久，令人心惛然，恐不能須也。」(224)

釋文「惛然恐，劉伯莊云，上音昏，下邱用切。」

音注「康曰，惛音昏，恐丘用翻，余謂然字句絶，言鞠武之計迂遠，使人悶然。恐，如字。須，待也。」

『音注』は「康曰」として『釋文』を引き，「然」で句絶し，「恐」は，『釋文』音の去聲でなく「如字」に（上聲）讀むとする。

(34) 卷六秦紀一「血濡縷」(226)

釋文「濡縷，上人余切，下隴主切，血出如絲縷也。」

音注「言以匕首試人，人血出纔足以霑濡絲縷，便立死也，康曰，血出如絲縷也。濡，人余翻。縷，龍主翻。」

『音注』は自説を述べた後，「康曰」として『釋文』を引く。反切は『釋文』に同じ。

(35) 卷七秦紀二「發北山石椁，寫蜀、荆地材」(245)

釋文「寫，四夜切，舍車解馬爲寫，或作卸。」

辯誤「史炤釋文曰，寫，四夜切，舍車解馬爲寫，或作卸。（費本同。）余謂此非舍車解馬之卸，乃前寫放宮室之寫。寫讀如字，寫之爲義，除也，盡也。……」

『音注』は「康曰」として『釋文』を引き，「卸」の義（去聲）でなく，「如字」（上聲）の義に讀むことを主張する。『辯誤』は「史炤釋文（費本同）」として『釋文』を引き，やはり「寫」を字の如く「除也，盡也」の義に讀むとする。

(36) 卷七秦紀二「始皇曰，吾慕真人。自謂真人，不稱朕。」(245)

釋文「不稱，去聲，不愜意也。」

音注「康曰，稱，去聲，不稱，不愜意也。余謂康説非也。始皇初并天下，自稱曰朕，至此不稱朕耳。」

辯誤「海陵本釋文曰，稱，去聲，不稱，不愜意也。余謂始皇初并天下，自稱曰朕，至此不稱朕耳。稱，當從平聲。」

『音注』は「康曰」として『釋文』を引き, 康説を非とし,「稱」は去聲（「かなう」の義）でなく, 字の如く平聲（「となえる, よぶ」の義）に讀むとする。『辯誤』は「海陵本釋文」として引く。

(37) 卷七秦紀二「趙高者，生而隱宮。」(248)

釋文「隱宮，餘刑顯於市朝，宮刑在於隱室，故曰隱宮也。」

音注「康曰，餘刑顯於市朝，宮刑在於隱室，故曰隱宮。」

(38) 卷七秦紀二「決隙」(252)

釋文「決隙，上音缺，下丘逆切。」

音注「康曰，上音缺，下丘逆翻。余謂決如字，決裂也，裂開之，隙其間不能以寸，喻狹小也。」

『音注』は「康曰」として『釋文』を引き,「決」を「缺」（溪母）でなく字の如く（見母）「決裂」「裂開」の義に讀むとする。

(39) 卷九漢紀一「棧道」「 (308)

釋文「棧道，仕諫切，棚也，架木爲之，亦名閣道。」

音注「師古曰，棧即閣也，今謂之閣道，蓋架木爲之，棧，士限翻。公休，士諫翻。」

『音注』は『漢書』高帝紀上「棧道」顔師古注を引き,「棧」の音を「士限翻」（上聲）とし「公休，士諫翻」（去聲）を附け加える。

(40) 卷十漢紀二「天下匈匈數歲者」(342)

釋文「匈匈，許容切，諠擾之意。」

音注「師古曰，匈匈，喧擾之意，公休，許容翻。」

『音注』は『漢書』高帝紀下顔師古注「匈匈，喧擾之意」を引き,「公休」の反切を附記する。

(41) 卷十一漢紀三「委輸」(362)

釋文「委輸，委，於僞切，委猶委積之委，輸猶轉輸之輸。」

音注「康曰，委，於僞切，即委積之委，輸即轉輸之輸。輸，舂遇翻。」

『音注』は「康曰」として『釋文』を引き，「輸」の音「舂遇翻」を附け加える。

(42) 卷十二漢紀四「犂明」(410)

釋文「犂明，力追切，犂明者將明之時，一作遲。」

音注「徐廣曰，犂猶比也，比至天明也。諸言犂明者，將明時也。吕靜曰，犂結也，力奚翻。程大昌曰，徐説非也，犂黎古字，通黎，黒也，黒與明相雜，欲曉未曉之交也，猶曰昧爽也，昧，

暗也，爽，明也，亦明暗相雜也。遲明即未及乎明也。厥明，質明則已曉也。康云，力追切，未知何據。」

『音注』は『史記』呂后本紀『集解』引く徐廣（『音義』）の釋義や南越尉陀列傳『集解』引く呂靜（『韻集』）の釋義、音（力奚翻）を引き，さらに徐説を非として「犂」は「黎」の古字で「黎」に通じ「黒」の義だとする程大昌の説（『演繁露』卷十「黎明」）を引いた上で，康の「力追切」は根據がわからないとする。

(43) 卷十三漢紀五「齊相召平」(430)

釋文「召平，召讀曰邵，廣陵人召平與東陵召平及此召平，三人也。此召平者其子奴，以平功封黎侯，見功臣表。」

音注「康曰，廣陵人召平與東陵侯召平及此召平，凡三人。此召平之子奴，以平死事封黎侯，見功臣表。召與邵同。」

(44) 卷十三漢紀五「乘輿」(438)

釋文「乘輿，天子以天下爲家，不以京師宮室爲常處，當乘輿以行天下，故羣臣託乘輿言之。」

音注「康曰，天子以天下爲家，不以宮室爲常處，當乘輿以行天下，故託乘輿言。余謂康説乘輿本不與古義相悖，但此所謂乘輿車，不當以此解之。漢乘輿之制，……」

『音注』は「康曰」として『釋文』全文を引き，「康説」を非とし，自説を述べる。

(45) 卷十四漢紀六「以北山石爲椁，用紵絮斮陳漆其間」(460)

釋文「紵，直呂切，𦃃屬，細者爲絟，粗者爲紵，𦃃，口穎切。」

音注「紵，竹呂翻，康曰，紵，𦃃屬，細者爲絟，麤者爲紵。」

『音注』は「紵」について『釋文』と異なる音「竹呂翻」（知母）を擧げ，「康曰」として釋義を引く。

(46) 卷十四漢紀六「固爲俱靡而已」(481)

釋文「靡，武皮切，碎也。」

音注「靡，武彼翻。師古曰，言與仇人俱斃。康曰，武皮切，碎也。」

『音注』は『漢書』賈誼傳の反切「武彼翻」を踏襲し，顔師古注の釋義を引いた上で，「康曰」として『釋文』を引く。

(47) 卷十五漢紀七「春三月，除關，無用傳。」(491)

釋文「無用傳，張戀切，信也，古者或用棨，或用繒帛，棨者刻木爲合符，傳，以木爲之，長

尺五，書符其上以爲信。」

音注「古者或用棨，或用繒帛，棨者刻木爲合符也。康曰，傳，以木爲之，長尺五，書符于上爲信。傳，張戀翻。」

『音注』は『釋文』の「古者」以下「合符」までの解釋と「傳」の反切を無斷借用し,「康曰」として『釋文』の「傳」の釋義を引く。

(48) 卷十五漢紀七「倉庾」(507)

釋文「倉庾，勇主切，在邑曰倉，在野曰庾，凡倉無屋爲庾。」

音注「應劭曰，水漕倉曰庾。胡公曰，在邑曰倉，在野曰庾。康曰，凡倉無屋曰庾。」

『音注』は「在邑曰倉，在野曰庾」を「胡公曰」(『漢書』文帝紀顔注引）として引き,「康曰」として「凡倉無屋曰庾」のみを引く。

(49) 卷十六漢紀八「王夫人知帝嗛栗姬。」(533)

釋文「嗛，苦簟切，恨也，當作慊。」

音注「嗛，乎監翻，口有所銜也。康曰，恨也。」

『音注』は「嗛」について「乎監翻，口有所銜也」(『類篇』『集韻』に見える音義）とし,「康曰」として『釋文』の釋義「恨也」を引く。

(50) 卷十八漢紀十「僰道」(589)

釋文「僰道蒲北切，僰，侯國，在馬胡江，武帝使唐蒙鑿石開道以通南中，置犍爲郡。」

音注「班志，僰道屬犍爲郡。宋白曰，古僰國，縣有蠻夷曰道，故爲僰道，今戎州治所。康曰，僰國在馬湖江，唐蒙鑿石開道以通之。治，直之翻。僰，蒲北翻。」

『音注』は「僰」の反切を踏襲し，『漢書』地理志で「僰道」が犍爲郡に屬することを指摘して,「康曰」として『釋文』説の一部分のみを引く。

(51) 卷十八漢紀十「邛」(590)

釋文「邛，邛，都夷，其地陷爲汙澤，因名邛池，南人呼爲邛河，武帝開之以爲縣，屬越嶲郡。」

音注「康曰，邛，都夷，其地陷爲汙澤，因名邛池，南人呼爲邛河。」

(52) 卷十八漢紀十「冉駹」(590)

釋文「冉駹，西南裔二族，冉，而炎切，駹音厖，其人依山居，土累石爲室，至十餘丈，武帝開之以爲汶山郡。」

音注「後漢書，冉駹，其山有六夷七羌九蠻，各有部落，括地志，蜀西徼外羌茂州冉州本冉駹

國，康曰，其人依山居，土累石爲室，至十餘丈，駹音厖。」

『音注』は『後漢書』，『括地志』の「冉駹」に關する記事を引いた上で，「康曰」として『釋文』説を引き，「駹音厖」を附け加える。

(53) 卷十八漢紀十「卭，筰，冉駹，斯榆之君」(590)

釋文「斯榆，本葉榆澤，其君長因以立號，其後隨畜移于徙。顔師古曰，徙音斯，又號斯榆。」

音注「康曰，本葉榆澤，其君長因以立號，後隨畜移于徙。師古曰，徙音斯，故又號爲徙榆。」

(54) 卷十八漢紀十「橋孫水」(591)

釋文「孫水，水名，出臺登縣，一名白沙江。」

音注「張揖曰，孫水出臺登縣，南至會無，入若水。康曰，一名白沙江，李文子曰，孫水本名長河水。」

『音注』は『漢書』司馬相如傳顔注引く「張揖」説を引いた後,「康曰」として「一名白沙江」のみ引く。

(55) 卷十八漢紀十「蓼侯孔臧」(609)

釋文「蓼，音六，邑名，屬六安國。」

音注「班志，蓼縣属衡山國，春秋之蓼國也，音了。康曰，音六，未知其何據。」

辯誤「史炤釋文曰，蓼音六，邑名，屬六安國。余按漢書地理志，六縣，蓼縣皆屬六安國。春秋文五年，楚滅蓼及六，皆皐陶後也。陸德明經典釋文，蓼音了，未嘗有六音。海陵本亦因史炤而誤。」

『音注』は『漢書地理志』を引いて「蓼縣」が春秋の「蓼」であるとし,『經典釋文』の音「音了」を引いて，「康曰，音六，未知其何據」とする。『辯誤』は「史炤釋文」として「蓼音六」を引き，同様の説を述べた後,『經典釋文』では「六」という音はないとし，「海陵本亦因史炤而誤」とする[39]。

(56) 卷二十漢紀十二「冉駹爲汶山郡」(672)

釋文　漢紀12の「汶山郡。漢紀37「汶山，音問，本冉駹國，自武帝開置汶山郡。」

音注「康曰，汶，音問，非也。」

39　音は了が正しいが，實際は『經典釋文』では四箇所に「蓼，音六」が現れる。(毛詩・小雅・蓼蕭二箇所および左傳の襄公二十六年，昭公十二年の『詩』引用)『經典釋文』は擬態語「蓼」を「音六」とするのである。

『音注』は『華陽國志』,『類篇』などに據り,「汶」は「岷」に通ずるとして康説を非とする。

(57) 卷三十漢紀二十二「根函地中」(987)

釋文「地, 函, 測洽切, 刺地也。」

音注「康曰, 函, 測洽切。余按字書, 測洽之舀, 從千從臼, 與今函字不同, 漢書作根垂地中, 意函即垂字也。」

『音注』は「康曰」として「測洽切」を引き,「字書」や『漢書』楚元王傳が「根垂地中」に作ることから,「函」は「測洽切」の「舀」ではなく,「垂」の異体字であるとする。

(58) 卷百十二晉紀三十四「蒙遜從弟鄯善苟子」(3529)

釋文「鄯善苟子, 鄯, 時戰切, 鄯善, 複姓其先西域人以國爲姓, 苟子其名。」

音注「鄯, 時戰翻。康曰, 鄯善, 複姓, 其先西域人以國爲姓, 苟子其名。余據紀文以鄯善苟子爲蒙遜從弟, 則鄯善非姓也明矣。」

辯誤「史炤釋文曰, 鄯善, 複姓, 其先西域人, 以國爲姓, 苟子其名。(海陵本同。) 余按通鑑本文, 明以鄯善, 苟子爲蒙遜從弟。凡讀通鑑者, 不俟博考, 已知鄯善之非姓矣。是後沮渠鄯善復見於宋武帝永初二年, 釋文之誤, 愈不可揜。」

『音注』は「鄯」の反切を襲用し,「康曰」として釋義のみを引き,『通鑑』本文で「鄯善苟子」を「蒙遜從弟」としていることから,「鄯善」が姓でないのは明らかだとする。『辯誤』は「史炤釋文」(海陵本同) として同じ箇所を引き,『音注』と同じ指摘をする。

(59)卷百十九宋紀一「魏尚書滑稽」(3749)

釋文「滑稽, 戸八切, 姓也, 本滑伯國, 姬姓, 其後因以爲氏。」

音注「康曰, 滑, 戸八切, 姓也, 本滑伯國, 姬姓, 其後因國爲氏。漢有詹事滑典。」

『音注』は「康曰」として『釋文』を引き,「漢有詹事滑典」[40]と附け加える。

(60) 卷百三十四宋紀十六「杞嶷」(4188)

釋文「杞嶷, 杞 (宛委別藏本作上), 口己切, 姓也, 出自夏后氏之後, 嶷 (宛委別藏本作下), 魚力切。」

音注「康曰, 杞, 姓也, 出自夏后氏之後。嶷, 魚力翻」

(61) 卷百三十四宋紀十六「賞賜巨萬, 賜鐵券」(4188)

40 『廣韻』入十四黠義注引く『風俗通』に見える。

釋文「鐵卷（宛委別藏本作劵），去願切，說文，契也，釋名曰，劵也，綣也，相約束繾綣爲恨（宛委別藏本同）也。」

音注「康曰，說文，劵，契也，釋名曰，劵，綣也，相約束繾綣爲劵也。」

(62) 卷百三十六齊紀二「茹法亮」(4260)

釋文「茹法亮，茹，人諸切，姓也，法亮，其名。」

音注「康曰，茹，人諸切，姓也。」

(63) 卷百五十七梁紀十三「貉子」(4883)

釋文「貉子，莫白切，說文曰，北方象種也。」

音注「康曰，貉，莫白切，說文云，北方豸種也。鄭玄曰，貉子曰貆。郭璞曰，今江東通呼貉爲……，余按北方豸種，乃指夷貉之貉，孟子所謂大貉小貉者也。此乃狐貉之貉，當從諸家之說。」

(64) 卷百九十五唐紀十一「初西突厥咥利失可汗分其國爲十部，每部有酋長一人，…右廂號五弩失畢，置五大俟斤，…」(6142)

釋文「俟斤，渠之切，突厥號大臣曰俟斤。」

音注「弩失畢五俟斤號，阿悉結闕俟斤，哥舒闕俟斤，拔寒幹暾沙鉢俟斤，阿悉結泥孰俟斤，阿舒虛半俟斤。……康曰，俟，渠之切。」

『音注』は「弩失畢五俟斤」の號をすべて擧げ，「康曰」として『釋文』の「俟」の反切のみを引く。

(65) 卷二百十八唐紀三十四「太子至烏氏。」(6978)

釋文「烏氏，漢安定縣名，烏水出西北入河，氏音支，肅宋是年改曰保定，屬涇州。」

音注「烏氏，漢縣，故墟在彭原東南，據舊書，烏氏，驛名。康曰，是年改烏氏曰保定，余按保定縣本漢安定縣，唐爲涇州治所，在彭原西一百二十里。保定縣固是此年更名，然非烏氏之地。……氏音支。」

辯誤「海陵本釋文曰，是年改烏氏曰保定。余按烏氏，漢縣，故墟在彭原東南。據舊唐書，烏氏，驛名，新唐志，保定縣本漢安定縣，唐爲涇州治所，在彭原西一百二十里，保定縣固是年更名然非烏氏之地。」

『音注』は『釋文』の「氏」の音を襲用し，「康曰」として「是年改烏氏曰保定」のみを引き，保定の改名はこの年だが，烏氏を保定としたわけではないとする。『辯誤』は「海陵本釋文」として同じ箇所を引く。

(66) 卷二百十九唐紀三十五「金陵」(7007)

釋文「金陵，楚威王埋金以鎮王氣，故曰金陵，晉武帝平吳曰秣陵，元帝渡江都焉，唐曰昇州。」

音注「康曰，楚威王埋金以鎮王氣，故曰金陵。」

以上66例のうち，『辯誤』にも言及があるものは15例だが，當然のことながら，『辯誤』では一例たりとも「康（公休）」説としては引かれていない。(「史炤釋文」10例,「海陵本釋文」5例) そして，『音注』の「康（公休）」説引用は，「康」説を非とする場合が多く，66の半數近い30例餘りは「康」説の誤りを指摘するために引用されたものである。また『釋文』の注音は襲用しながら明記せず，誤りを指摘する箇所のみを「康」説として引くものも目立つ。『音注』の「康説」引用から見る限り，『音注』の特に二十卷までは，胡三省が司馬康説の誤りを指摘することに躍起になっているかのような印象を受ける。司馬康の名誉回復のために書かれた『辯誤』とは，かなりスタンスが異なるようである。

五　おわりに

胡三省『音注』自序によれば，『通鑑釋文』の誤りを正すことは，胡三省の父の遺訓であり，『音注』執筆の主要な動機の一つであった。そして，『廣註』執筆以前から海陵本『釋文』が司馬康作でないことを知っていた胡三省は，『廣註』完成後，宋末の戦乱の中でその原稿をすべて失ったが，1276年以降に再び新たに注釋に取り組み，1285年に現行の『通鑑注』二百九十四卷を完成させたという。それは『音注』自序ばかりでなく，袁桷「師友淵源録」の記述によっても裏付けられている。

しかし，二度原稿を失って宋滅亡の直前から新たに書き直しはじめたはずの現行の『音注資治通鑑』の四分の三は，『通鑑釋文』の説を司馬康説として引き，「康説非也」「康説非是」「余謂康説誤矣」などとするのである。『音注』の執筆前から，胡三省が当時の『通鑑釋文』がいずれも史炤本を藍本とすると信じていたとは考えにくい。『音注』の自序と本文の記述は明らかに矛盾する。現に今見ることのできる『音注』本文に『通鑑釋文』を司馬康説として扱う箇所が數多く存在する以上,『音注』自序の記述の信憑性を疑わざるを得なくなる。父の遺訓や『通鑑釋文』に對する認識に關する記述だけでなく，『廣註』の原稿紛失についての記述までもが，疑わしく思えてしまうのは穿ちすぎだろうか。

使用テキスト

史炤『通鑑釋文』四部叢刊續編所収本
史炤『通鑑釋文』宛委別藏本
胡三省『音注資治通鑑』中華書局本
胡三省『通鑑釋文辯誤』中華書局本